

令和5年度

PTA総会資料

議 事

- (1) 令和4年度 活動報告
- (2) 令和4年度 決算報告
- (3) 令和4年度 会計監査報告
- (4) 令和5年度 役員候補者
- (5) 令和5年度 活動計画案
- (6) 令和5年度 予算案

令和4年度 港区立港南中学校PTA

港南中学校 PTA 活動報告

本部

令和4年度役員 会長 : 小野 友美
副会長 : 小林 隆行、玉川 尚史、星川 紀子、宮本 幸子
総務 : 阿部 圭二郎、内田 和恵、澤田 昌輝、鈴木 令奈
会計 : 小林 由美子、藤田 嘉代、港 路子
会計監査 : 有賀 涼子、川崎 めぐみ
顧問 : 篠田 徹也、松井 佳代子

<定例会の開催> 全9回

2022年	5月7日(土)	第1回 PTA 定例会
	6月4日(土)	第2回 PTA 定例会
	7月9日(土)	第3回 PTA 定例会
	9月17日(土)	第4回 PTA 定例会
	10月15日(土)	第5回 PTA 定例会
	12月10日(土)	第6回 PTA 定例会
2023年	1月14日(土)	第7回 PTA 定例会
	2月4日(土)	第8回 PTA 定例会
	3月4日(土)	第9回 PTA 定例会

<PTA本部行事>

2022年	5月7日(土)	PTA 総会開催
	5月21日(土)	制服リサイクル開催
	9月28日(木)	広報誌 2022 年度号発行
	10月29日(土)	制服リサイクル開催

<学校行事への協力>

2022年	5月20日(金)	給食試食会打ち合わせ
	5月21日(土)	運動会手伝い
	5月24日(火)	給食費監査
	9月22日(木)	学校保健委員会
	10月29日(土)	学芸発表会保護者受付・誘導手伝い
	11月10日(木)	修学旅行業者プレゼン参加
2023年	1月26日(木)	救命救急講習会参加
	1月27日(金)	〃

<港区立中学校 PTA 連合会(略称:中P連)への参加>

2022年	4月15日(金)	新旧会長会
	4月21日(木)	会計監査
	5月9日(月)	中P連会長会、総会
	6月8日(水)	中P連会長会
	6月14日(火)	港区教育会との懇談会
	6月24日(金)	校長会との懇談会
	7月9日(土)	社明講演会
	9月28日(水)	中P連会長会
	11月18日(金)	校長会との懇談会

	11月24日(木)	中P連会長会
2023年	1月18日(水)	中P連会長会
	3月8日(水)	中P連会長会

<地域活動への参加・協力>

2022年	4月19日(火)	芝浦5団体連合会
	4月21日(木)	防災ネットワーク定期運営委員会
	4月23日(土)	港南中学校学校協議会
	5月6日(金)	桜まつり実行委員会
	5月10日(火)	港南地域連合会
	5月14日(土)	港南小、芝浜小挨拶
	5月17日(火)	芝浦5団体連合会
	5月21日(土)	港南中学校学校協議会
	5月26日(木)	防災ネットワーク定期運営委員会
	5月31日(火)	安全対策協議会
	6月4日(土)	港南小スポーツフェスタ
	6月10日(金)	港南地区委員会総会
	6月14日(火)	港南地域連合会
	6月18日(土)	防災ネットワーク総会
	6月21日(火)	芝浦5団体連合会
	6月25日(土)	芝浦小挨拶
	9月20日(火)	芝浦5団体連合会
	9月22日(木)	防災ネットワーク定期運営委員会
	10月11日(火)	港南地域連合会
	10月15日(土)	港南中学校学校協議会
	10月18日(火)	芝浦5団体連合会
	10月21日(金)	品川ハロウィン飾りつけ手伝い
	10月22日(土)	港南小オータムフェスタ
	10月27日(木)	防災ネットワーク定期運営委員会
	10月29日(土)	港南中学校学校協議会
	10月30日(日)	芝浦一丁目うどん会
	11月5日(土)	芝浦幼稚園うんどう会
	11月6日(日)	総合防災訓練
	11月8日(火)	港南地域連合会
	11月13日(日)	芝浦一丁目子供祭り
	11月15日(火)	芝浦5団体連合会
	11月26日(土)	本村小120周年式典
	11月28日(月)	港南中60周年実行委員会
	12月3日(土)	キッズブーケプロジェクト受付手伝い
12月4日(日)	芝浦二丁目餅つき会	
12月9日(金)	港南ふれあい祭り実行委員会	
12月10日(土)	芝浜小開校記念式典	
12月11日(日)	芝浦一丁目餅つき会	
12月13日(火)	港南地域連合会	
12月18日(日)	海岸2・3丁目商店会もちつき会	
12月20日(火)	芝浦5団体連合会	
2023年	1月6日(金)	港区あいさつ交歓会
	1月10日(火)	港南地域連合会

1月11日(水)	芝浦二丁目町会新年会
1月17日(火)	芝浦5団体連合会
1月24日(火)	港南中60周年実行委員会
1月27日(金)	桜まつり実行委員会
2月4日(土)	港区青少年対策港南地区委員新年交歓会
2月14日(火)	港南地域連合会
2月18日(土)	上級救急救命講習会
2月21日(火)	芝浦5団体連合会
3月1日(水)	キッズブーケ報告会
3月2日(木)	さんぽーと港南運営連絡会
3月3日(金)	桜まつり実行委員会
3月4日(土)	港南中学校学校協議会、港南中60周年実行委員会
3月6日(月)	ブラリバ懇談会
3月14日(火)	港南地域連合会
3月18日(土)	防災ネットワーク講習会
3月23日(木)	防災ネットワーク定期運営委員会
3月25日(土)	桜まつり実行委員会
3月28日(火)	芝浦5団体連合会
3月31日(金)	港南中60周年実行委員会

令和4年度 決算報告書

1. 収入の部

(単位:円)

科 目	予 算	決 算	対予算増減	備 考
繰 越 金	462,302	702,859	240,557	令和3年度より
普 通 会 費	635,400	610,491	-24,909	1900円(12か月)×117名(生徒世帯数+教職員)1119円(12か月)×218名(生徒世帯数+教職員)返金用として1119円に@681補填する額(165949円)
貯 金 利 息	0	12	12	普通貯金利息
雑 収 入	0	524	0	
合 計	1,097,702	1,313,886	216,184	

2. 支出の部

科 目	予 算	決 算	対予算増減	備 考	
運 営 費	会 議 費	14,000	12,160	1,840	本部会議費
	通 信 費	5,000	0	5,000	郵送料
	消 耗 品 費	90,000	86,191	3,809	印刷、事務用品
	器 具 備 品	0	0	0	
	渉 外 費	30,000	52,000	-22,000	
	P T A 行 事 費	250,000	231,237	18,763	運動会準備品、卒業生一輪花、特別給食会
	小 計 ①	389,000	381,588	7,412	
	一 般 活 動 費				
	学級・文化・校外	60,000	45,000	15,000	救命救急講習会テキスト代
	広 報	0	0	0	デジタル化
小 計 ②	60,000	45,000	15,000		
研 修 費	0	0	0		
交 通 費	10,000	10,802	-802		
生 徒 福 祉 金	125,000	121,000	4,000	卒業記念(3年)1,000円×121名分	
連 合 会 分 担 金	35,500	35,500	0	中P連100円×355名(生徒数)	
小 計 ③	170,500	167,302	3,198		
そ の 他	周 年 行 事 積 立 金	0	0	0	
	手 数 料	3,000	870	2,130	振込手数料
	雑 費	0	0	0	
	返 金	240,557	240,557	0	681円(生徒199世帯+19教職員)*
小 計 ④	243,557	241,427	2,130		
合計(①+②+③+④)	863,057	835,317	27,740		
予 備 費	234,645	85,960	148,685	慶弔金等	
総 合 計	1,097,702	921,277	176,425		

* 対象者へ返金(口座振込)

3. 収支の部

(単位:円)

前年度繰越金	今年度会費収入	貯金利息	雑収入	今年度支出	次年度繰越金
702,859	610,491	12	524	921,277	392,609

4. 周年行事積立明細

科目	予算	決算	対予算増減	備考
繰越金	0	1,703,375	0	
令和4年度積立金	0	0	0	
貯金利息	0	7	7	
合計	0	1,703,382	7	

令和5年4月11日

上記のとおり決算報告いたします。

会長

小野 友美



会計

小林 由美子



藤田 嘉代



上記のとおり決算に相違ないことを報告いたします。

会計監査

有賀 涼子



川崎 めぐみ



令和5年度 役員候補者

令和4年度役員候補者推薦委員会 委員長 東谷 美和

役職名	氏名	生徒の学年
会長	澤田 昌輝	2
副会長	小野 友美	3
副会長	川崎 めぐみ	3
副会長	鈴木 令奈	2
副会長	宮本 幸子	2
副会長	森本 寿美子	2
副会長	相田 雅行	学校
総務	井筒 芙美子	2
総務	岡田 綾子	1
総務	外園 智子	1
総務	奥田 篤志	学校
会計	上野 奈緒美	2
会計	吉田 知生	2
会計	小泉 征子	学校
会計監査	小林 由美子	2
会計監査	藤田 嘉代	2

令和5年度 活動計画案

本部

▶ 活動

- ・ PTA定例会の開催(学期毎に3回程度)
- ・ PTA課題の抽出、検討
- ・ 学校行事の協力
- ・ 港区中学校PTA連合会への参加
- ・ 地域活動への協力・参加
- ・ 卒業対策委員会の発足・運営補佐
- ・ 役員候補者推薦委員会の発足・運営補佐
- ・ 修学旅行の運営会社説明会の運営補佐
- ・ 60周年行事の協力・参加

▶ 体制

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和2年度から学級・文化・校外・広報の各部会の活動を休止しています。

部会に代わりボランティア組織『行事サポーター』と、本部役員で運営します。

またPTA本部内に「学年担当」を設けることで各学年との連携を図ります。

令和5年度 予算案

1. 収入の部

(単位:円)

科 目	予 算	備 考
繰 越 金	392,609	令和4年度より
普 通 会 費	734,000	2000円(12ヵ月)×(生徒世帯数+教職員367名)
合 計	1,126,609	

2. 支出の部

科 目	予 算	備 考
会 議 費	30,000	定例会、各部打合せ等
通 信 費	5,000	郵送代
消 耗 品 費	50,000	印刷、事務用品等
器 具 備 品 費	0	
運 渉 外 費	50,000	地域会議参加費用等
P T A 行 事 費	200,000	卒業生一輪花等
小 計 ①	335,000	
營 一 般 活 動 費		
学級・文化・校外	50,000	学年学級費、講習会、講演会、地域活動等
広 報	0	デジタルを想定
小 計 ②	50,000	
費 研 修 費	50,000	中P連会議参加費用等
交 通 費	10,000	交通費
生 徒 福 祉 金	128,000	卒業記念1,000円×128名分(3学年)
連 合 会 分 担 金	35,400	中P連分担金 100円×354名分(生徒数)
小 計 ③	223,400	
周 年 行 事 積 立 金	69,730	190円×(生徒世帯数+教職員367名)
手 数 料	3,000	振込手数料
教 育 支 援 金	50,000	
雑 費	0	
予 備 費	2,870	
繰 越 金	392,609	
小 計 ④	518,209	
合計(①+②+③+④)	1,126,609	

3. 60周年行事積立金

令和4年度迄繰越金	令和5年度予算	合 計
1,703,382	69,730	1,773,112

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は港区立港南中学校PTA(以下、港南中学校PTAと称す)と称する。

(設立日)

第1条の2 本会の設立日は、昭和38年5月11日とする。

(所在地)

第1条の3 事務局を港区立港南中学校(以下、港南中学校と称す)東京都港区港南四丁目三番三号に置く。

(目的)

第2条 本会は、学校、家庭、地域社会の連携を促し、生徒の健全やかな成長と幸せな未来を育むことを目的とする。

第二章 会員および入退会

(会員)

第3条 本会は保護者と教職員を会員とする任意団体である。

2. (加入および退会)

港南中学校生徒の保護者は港南中学校PTAに加入するものとする。但し退会を希望する者は別に定める「退会届」を提出することによってできるものとする。

第三章 方針および活動

(方針)

第4条 本会は次に定める方針に従って活動する。

- (1) 学校の人事や管理に対する強制力を持たない。
- (2) 特定の政党や宗教との関係を持たない。
- (3) 営利を目的とした活動を行わない。

(活動)

第5条 本会は以下の機能を担う。

- (1) 生徒と学校の関わりを支援する。
 - (2) 家庭と学校の関わりを支援する。
 - (3) 地域社会と学校の関わりを支援する。
2. これらの機能は下記の活動により定義される。
- (1) PTA行事の実施および協力。
 - (2) 活動のための会議の開催とPTA活動内容の周知。
 - (3) PTA会費の適正な管理。
 - (4) 同好会の設置や講演会・講習会などの開催。
 - (5) 校外活動。
 - (6) 広報活動。
 - (7) 他港区立中学校PTAとの連携。
 - (8) その他必要な諸活動。

第四章 組織

第6条 本会には会務運営のために部と委員会を設置する。なお設置・休止は、状況を踏まえて判断する。

- (1) 本部
- (2) 学級部
- (3) 文化部
- (4) 校外部
- (5) 広報部
- (6) 委員会
 - ア 会計監査委員会
 - イ 役員候補者推薦委員会
 - ウ 卒業対策委員会
 - エ 特別委員会

第五章 本部役員および活動

(役職および構成)

第7条 本部は次の役員で構成される。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以上(内教職員1名)
- (3) 総務 3名以上(内教職員1名)
- (4) 会計 3名以上(内教職員1名)

(業務)

第8条 本部役員の業務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は次の業務を行う。
 - ア 会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
 - イ 本会の準備・通知を行い、本部並びに関係者との連携を図る。
 - ウ 地域、行政等関係組織との連携を図る。
- (3) 総務は次の業務を行う。

- ア 本会の定例会だより・総会資料等の作成。
 - イ 本会の活動に関する記録並びに関係書類・データの保管。
 - ウ 本会の運営を円滑に行うための各種事務並びに本会が有する備品の管理。
- (4) 会計は次の業務を行う。
 - ア 総会で決定した予算に基づいた収支管理。
 - イ 決算報告、予算案の作成。
 - ウ 現金の出納および帳簿の作成を含む経理業務。

(任期)

第9条 役員は任期は1年とする。

- (1) 再任はこれを妨げない。
- (2) 補欠として就任した本部役員は、前任者の残任期間とする。
- (3) 本部役員は兼任は認めない。

(選出)

第10条 本部役員は会員の推薦を受け、役員候補者推薦委員会で候補者として挙げられ、総会の承認を経て選出される。なお、教職員の選出は、学校に一任する。

第六章 部および活動

(構成および選出)

第11条 部の構成および選出については次のとおりとする。なお部長の選出等は、状況を踏まえて判断する。

- (1) 部は学年ごとに選出された学級数以上の会員で構成されることを原則とする。ただし、学級部は学級ごとに1名以上ずつ選出された会員で構成される。
- (2) 部長は、部員の互選により1名以上選出する。
- (3) 副部長(教職員1名)の選出は、学校に一任する。

(任期)

第12条 各部に属する会員(部員)の任期は本部役員は任期に準ずる。

(部会)

第13条 部会は部長が随時召集し開催される。

(学級部の業務)

第14条 学級部は次の業務を行う。

- (1) 学級内の連絡・調整・交流に関する活動。
- (2) 行事への協力。

(文化部の業務)

第15条 文化部は次の業務を行う。

- (1) 講演会・講習会の企画運営。
- (2) その他文化・教養に関する活動。
- (3) 行事への協力。

(校外部の業務)

第16条 校外部は次の業務を行う。

- (1) 生徒の校外生活の安全に関する活動。
- (2) その他地域活動に関する活動。
- (3) 行事への協力。

(広報部の業務)

第17条 広報部は次の業務を行う。

- (1) 広報誌を発行すること。
- (2) その他広報活動一般に関する活動。
- (3) 行事への協力。

第七章 会計監査委員会

(会計監査委員会)

第18条 本会の会計を監査するために、会計監査委員を2名置く。

(業務)

第19条 会計監査を中学校の学期ごとに実施し、報告を行う。

(任期)

第20条 委員の任期は1年とする。

(選出)

第21条 委員の選出方法は本部役員選出方法に準ずる。

第八章 役員候補者推薦委員会

(役員候補者推薦委員会)

第22条 役員候補者推薦委員会は次年度の本部役員候補者を選出する。

(構成)

第23条 役員候補者推薦委員会は、学年ごとに若干名ずつ選出された委員で構成され、下記を選出する。

- (1) 委員長 1名以上
- (2) 副委員長 1名(教職員)

(任期)

第24条 委員の任期は1年とする。

(選出)
第25条 役員候補者推薦委員の選出については次のとおりとする。

- (1) 学年ごとの互選により若干名
- (2) 定例会の互選により1名
- (3) 教職員の互選により1名
- (4) 役員候補者推薦委員は本部役員候補の対象とはならない。

第九章 卒業対策委員会

(卒業対策委員会)

第26条 卒業対策委員会は、港南中学校を卒業する見込みの生徒の保護者等が、生徒の卒業に伴い実施する各種事業を円滑に進めることを目的とする。

(事業)

- 第27条 卒業対策委員会は、次の事業を実施する。
- (1) 卒業記念アルバム作成に制作に関する業務
 - (2) 卒業を祝う会等に関する事業
 - (3) 記念品等の準備に関する事業
 - (4) その他卒業にあたり実施する事業

(役員)

第28条 卒業対策委員会の役員は、次のとおりとし、役割等は卒業対策委員会会則に準ずる。

- (1) 委員長 1名
- (2) 書記 1名以上
- (3) 会計 1名以上

(経費)

- 第29条 卒業対策委員会の事業は、次の経費により実施する。
- (1) 会費
 - (2) 区補助金
 - (3) その他

第十章 特別委員会

(特別委員会)

第30条 必要のある場合は、定例会の決議により特別委員会を置くことができる。

第十一章 会議

(会議)

第31条 本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 定例会
- (3) 部会
- (4) その他必要だと総会、定例会で認められた会議

(総会)

第32条 総会は全会員で構成される本会最高の決定機関であり、次のとおりとする。

- (1) 総会は毎年度当初に開催する。
- (2) 臨時総会は定例会が必要と認めた場合、もしくは会員の三分の一以上の要求があった場合に開催する。

(総会の決議事項)

第33条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 港区立港南中学校PTA規約の改定
- (2) 本部役員の承認
- (3) 会計監査委員の承認
- (4) 予算・決算の承認
- (5) 重要な会務活動の承認
- (6) 定例会で決定できない重要な事項

(総会の定足数)

第34条 総会は会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できない場合は、委任状の提出により出席者の数に加える。

(総会の決議)

第35条 総会の決議は、出席者の過半数の同意を得て成立する。

(定例会)

第36条 定例会は総会に次ぐ議決機関であり、会長の招集によって開催される。

2. 定例会は会員に公開される。

(定例会の構成)

第37条 定例会の構成は次のとおりとする。

- (1) 本部役員
- (2) 各部長

2. 議決権は副会長、総務、会計、および部長が持つ。

3. 会長、議長の議決権はないものとする。

4. 会員による代理出席はこれを認める。

(定例会の審議、執行事項)

第38条 定例会は、総会に提出する議案の審議調整、総会の決議に基づく会務執行を行う。

(定例会の定足数)

第39条 定例会は、定例会構成会員数の半数以上の出席を以て成立する。

(定例会の決議)

第40条 定例会の決議は定例会議決権を持つ者の出席者の過半数を以て承認される。

第十二章 会計

(収入)

第41条 本会の経費は、会費、その他の収入による。

(資産の使途)

第42条 本会の資産は第2条の目的以外のことに使用してはならない。

(会費)

第43条 本会の会費は、一世帯につき規定の額を徴収する。ただし、やむを得ない事情があり、会費の徴収が困難な場合には、本部はその旨を定例会に報告し、定例会ではその減免措置などについて協議し、決定する。

(会計年度)

第44条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算)

第45条 予算は本部が原案を作成し、総会で報告され、承認を得なければならない。

(決算)

第46条 決算は総会で報告され、承認を得なければならない。

(規定)

第47条 第41条から第46条に定めるもののほか、会計に関して必要な事項は、港区立港南中学校PTA会計規程で定める。

第十三章 雑則

(校長)

第48条 校長は本会が開催する全ての活動に出席して意見を述べることができるが、議決権を持たない。

(顧問)

第49条 本会の会長・副会長経験者を顧問の候補とする。

2. 顧問は本人の同意を得た上で、総会で承認される。
3. 本会が開催するすべての活動に出席して意見を述べることができる。
4. 本会の決議事項における議決権を持たない。

(相談役)

第50条 本会に相談役を置くことができる。

2. 相談役は顧問の中から会長の指名により選出される。
3. 若干名とする。
4. 本会の決議事項における議決権を持たない。
5. 会長の指示により、本会の業務を支援する。
6. 任期は本部役員の任期に準ずる。

(慶弔規定)

第51条 本会の慶弔規程は別に定める。

附則

(改正経過)

昭和38年5月11日	制定
昭和43年4月27日	一部改正
昭和45年4月25日	一部改正
昭和49年4月27日	一部改正
昭和51年3月23日	一部改正
昭和59年4月28日	一部改正
昭和60年4月27日	一部改正
昭和63年4月30日	一部改正
平成3年4月27日	一部改正
平成11年4月17日	一部改正
平成21年4月25日	一部改正
平成30年2月17日	一部改正
令和3年5月8日	一部改正
令和4年5月7日	一部改正予定

個人情報取扱規程

第1条(目的)

本規程は、港区立港南中学校 PTA(以下、「当会」という。)が、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)(以下、「法」という。)並びにその関連政令、規則及びガイドラインに基づき、当会の取り扱う個人データの適正な取扱いを確保するために定めるものである。

第2条(定義)

- 1 本規程において、「個人情報」とは、港区立港南中学校に在籍する生徒及びその保護者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。
- 2 本規程において、「個人情報データベース」とは、個人情報を含む情報の集合体であって、特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したものをいう。
- 3 本規程において、「個人データ」とは、個人情報データベースを構成する個人情報をいう。

第3条(適正な取得)

当会は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

第4条(利用目的の特定等)

- 1 当会は、個人情報を取り扱うにあたり、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 当会は、法に定める場合を除き、前項により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 当会は、保有する個人データの利用目的及びその取扱いに関する連絡窓口につき、入学時手紙にて配布する。

第5条(第三者提供の制限)

当会は、法に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

第6条(正確性の確保)

当会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

第7条(訂正等)

当会は、当該個人データにより識別特定される本人から、当会が保有する個人データの訂正、追加、削除又は利用停止に係る請求を受けた場合には、その請求に従った処理を行う。

第8条(漏えい等への対応)

当会は、個人データの漏えい、滅失又は毀損の発生又は兆候を把握した場合、以下の対応を行う。

- ① 影響範囲の特定
- ② 影響を受ける可能性のある本人への連絡
- ③ 被害の拡大の防止
- ④ 事実関係の調査及び原因の究明
- ⑤ 再発防止策の検討及び実施

第9条(個人データ管理責任者)

- 1 当会は、会長が指名する本部役員をして、当会の個人データの管理に関する責任を担う者(以下、「個人データ管理責任者」という。)とする。
- 2 個人データ管理責任者は、個人情報データベースの利用、訂正、削除の状況について定期的に確認を行うほか、個人データを保護するために必要な業務を行う。

第10条(個人データ取扱者)

- 1 当会は、個人データへの不正なアクセスを防止するため、個人データを取り扱うことのできる者(以下、「個人データ取扱者」をいう。)を限定し、ユーザーアカウント制御機能により、個人データ取扱者を識別・認証する。
- 2 個人データ取扱者は、個人データの保護に十分な注意を払ってその業務を行う。
- 3 個人データ取扱者は、メールにより個人データの含まれるファイルを送信する場合には、当該ファイルへのパスワードを設定する。
- 4 個人データ取扱者は、個人データが記録された電子媒体又は書類を持ち運ぶ場合、パスワードを設定する、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難を防ぐための安全な方策を講ずる。

第11条(研修)

個人データ管理責任者は、個人データ取扱者に本規程を遵守させるための研修を企画・運営し、個人データ取扱者は、その研修を受けなければならない。

附則

本規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。